

平成5年1月12日

各介護サービス事業所管理者 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

病床ひっ迫時における新型コロナで自宅等療養中の要介護高齢者への
対応について（依頼）

平素より、本県の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、年末年始等の影響により、一日当たりの新規感染者数が1月5日には4か月半ぶりに8千人を超え、確保病床の使用率も70%を上回る等、入院等医療への負荷が高まっています。

県では、病床の更なる確保等に取り組んでいるところですが、このまま感染拡大が継続すると、病床のひっ迫は避けられない状況です。

また、本日、広島県では、季節性インフルエンザが3シーズンぶりに流行入りしたことから、今後、更に負荷が高まる恐れもあります。

こうしたことから、在宅の要介護高齢者が感染した場合等には、病床ひっ迫を避けるため、症状に応じて自宅療養をお願いすることになり、必要な介護サービスを提供するために、介護サービス事業所の皆様方の御協力が不可欠となっております。

については、貴事業所におかれましては、添付の令和3年2月5日付け厚生労働省事務連絡「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点について」に記載の内容を再度御確認いただき、在宅要介護（支援）者に対する必要な介護サービスの提供について、御協力いただきますようお願いいたします。

※令和3年2月5日付け事務連絡中、2の文中にある「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」は廃止となっております。感染対策については、厚生労働省のホームページから「介護現場における感染対策の手引き」「介護職員のための感染対策マニュアル」を参考にしてください。

※同事務連絡中、3（3）に記載の事業は現在既に終了しています。

なお、新型コロナ陽性者の対応のため必要となった衛生用品等のかかり増し経費については、サービス提供確保体制事業補助金を利用することができます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kakuhojigyou.html>

担当 介護事業者指導グループ
電話 (082)513-3208 (ダイヤルイン)
(担当者 福原)